

石 産 第 1199 号
令和 7 年 7 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

石岡市長 谷島 洋司

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 21 日付け茨城県告示第 317 号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：薬王堂石岡八郷店

住 所：石岡市柿岡字和尚塚 5690-1 外

2 届出者

(1) 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株式会社薬王堂

代表取締役 西郷 孝一

(2) 住所

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 7 番 7 号

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮	店舗営業により排出される事業系廃棄物について、周辺地域の生活環境の保持や衛生面での適切な配慮が必要であり、廃棄物の減量化（分別排出等）及びリサイクル化の推進（店頭回収等）に努めてください。
廃棄物に係る事項	店舗営業により排出される廃棄物については、適正な容量を確保した保管施設の設置及び周辺地域の生活環境に配慮した管理に努めてください。



事 項	配慮すべき具体的内容
騒音の発生に係る事項	店舗の営業開始後においても、早朝・夜間については特に静穏の保持に努め、周辺の生活環境を損なわないように配慮してください。また、施工者への指示として、店舗新設工事にあたっては、法令等に沿った機材・工事車両等を使用し、工事期間の日時及び時間帯等について周辺の住民や環境への配慮をお願いします。エアコンの室外機は設置場所に注意し、隣接する住宅から離すほか、換気扇については、吸音材を内張りにしたダクトを取り付け、開口部を隣接する住宅側に向けないなど騒音対策に努めてください。
土砂の搬入	外部から土砂の搬入にあたっては、「石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づいた届出が必要になります。

(2) 理由

廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮	事業系廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき、当市においてははいしおかスタイル（環境基本計画）で「歴史ある都市、田園、里山が調和する魅力的なまち」を基本目標とし市民・事業所・行政が協働してよりよい環境を創る魅力的なまちづくりを目指しているため。
廃棄物に係る事項	廃棄物保管施設の容量及び位置・構造について、周辺地域に衛生や悪臭の問題が生じないように配慮してください。また、廃棄物の収集運搬についても、衛生・悪臭・騒音等の問題が生じないように収集事業者へ指導してください。
騒音の発生に係る事項	・騒音及び振動に関する事項については、営業開始後及び施工時関係法令及び茨城県条例に準じた対策が必要であるため。 ・特に、当該地は事業所、交番、民家等に隣接していることから営業及び荷捌きに伴う早朝及び夜間における活動については、静穏の保持に努め、周辺地域の生活環境を損なうことのないよう配慮してください。
土砂の搬入	店舗新設工事等に伴い、外部から土砂の搬入がある場合、「石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づいた届出が必要になります。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠ってください。